

六 法第十八条第六号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項  
七 十 (略)

(新設)  
六 九 (略)

附則

この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行の日（平成三十一年一月十七日）から施行する。

○農林水産省令第三号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十一年政令第四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八号第三項及び第二十八号第二項並びに農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項の規定に基づき、農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日

農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

農林水産大臣 吉川 貴盛

農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部（改正）  
第一条 農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
		農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等に関する法律施行規則 (外国人を任用できない職の範囲) 第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十 四号。以下「令」という。）第三条第一項の命令で定める職は、農林水産政策研究所の次長とす る。 (国有施設の減額使用の手続) 第三条 令別表第一の一の項第七号及び第八号に掲げる機関（以下単に「機関」という。）の国有 の試験研究施設の使用に関し、令第八号第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号 による申請書の正本一通及び副本一通を農林水産大臣に提出しなければならない。 2 (略)			農林水産省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発 等の効率的推進等に関する法律施行規則 (外国人を任用できない職の範囲) 第一条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推 進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項の命令で定める職は、農林水産政 策研究所の次長とする。 (国有施設の減額使用の手続) 第三条 令別表第一の一の項第七号及び第八号に掲げる機関（以下単に「機関」という。）の国有の試 験研究施設の使用に関し、令第八号第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号によ る申請書の正本一通及び副本一通を農林水産大臣に提出しなければならない。 2 (略)
		(中核的研究機関の公示) 第五条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以 下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行 うものとする。 一・二 (略)			(中核的研究機関の公示) 第五条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推 進等に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事 項を官報に掲載して行うものとする。 一・二 (略)